

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第386号)

平成17年7月15日

横情審答申第386号
平成17年7月15日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年2月26日道維第96号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「<長津田区画整理事業（道路）について>路盤工完了時、及び道路工事完了時の検査に際して公団（又は施工業者）から横浜市（道路局維持課、路政課、緑土木）に対して提出された図書（検査に必要な資料）（道路局保管分）及び竣工検査図書一式（工区分道路の部分）（付記）都計道路については直近の工区 尚、 上記資料が関係課に発送されて存在しない場合はその図書の保管局に請求します。 私の要求しているものは合同検査時に提出される道路局の審査調書ではありません。」
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「<長津田区画整理事業（道路）について>路盤工完了時、及び道路工事完了時の検査に際して公団（又は施工業者）から横浜市（道路局維持課、路政課、緑土木）に対して提出された図書（検査に必要な資料）（道路局保管分）及び竣工検査図書一式（工区分道路の部分）（付記）都計道路については直近の工区 尚、上記資料が関係課に発送されて存在しない場合はその図書の保管局に請求します。私の要求しているものは合同検査時に提出される道路局の審査調書ではありません。」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「<長津田区画整理事業（道路）について>路盤工完了時、及び道路工事完了時の検査に際して公団（又は施工業者）から横浜市（道路局維持課、路政課、緑土木）に対して提出された図書（検査に必要な資料）（道路局保管分）及び竣工検査図書一式（工区分道路の部分）（付記）都計道路については直近の工区 尚、上記資料が関係課に発送されて存在しない場合はその図書の保管局に請求します。私の要求しているものは合同検査時に提出される道路局の審査調書ではありません。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年10月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 長津田特定土地区画整理事業区域内の道路の検査について

長津田特定土地区画整理事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業であり、当該事業で整備される道路については、次の3つの検査を実施する。

ア 路盤工完了後の検査

路盤工完了後の検査（以下「路盤工完了検査」という。）は、宅地造成工事に関する工事の一部完了検査に先だって、表層工等の施工前に、路盤が道路設計審査のとおり施工されているかを現地で確認するものである。

路盤工完了に際して公団に提出を求めた位置図等の関係資料については、路盤工完了検査終了後に公団に返却している。

イ 宅地造成に関する工事の一部完了検査

長津田特定土地区画整理事業区域内の道路は、宅地造成工事と一体に施工されることから、工区ごとに施行される宅地造成工事の完了後に公団が「宅地造成工事に関する工事の一部完了検査申請書」を提出した段階で、宅地造成に関する工事の一部完了検査（以下「宅造一部完了検査」という。）を実施している。宅造一部完了検査後に審査調書を作成し、建築局宅地指導部宅地指導課（当時。現在は、まちづくり調整局指導部宅地指導課）に送付している。宅造一部完了検査は、横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第10条に基づき、宅地造成の完了を確認するために実施するものである。

ウ 道路設計審査に基づく道路工事完了検査

区画整理事業完了時に、公団から「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（依頼）」を受け、道路設計審査に基づく道路工事完了検査（以下「事業完了時検査」という。）を行い、その結果を明記した「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（回答）」を公団に交付する。

しかし、長津田特定土地区画整理事業は事業中であるため、公団から「道路設計審査に基づく道路工事完了検査について（依頼）」を受けておらず、事業完了時検査は行っていない。

(2) 都市計画道路霧が丘長津田線の道路管理について

土地区画整理事業で整備される道路の管理については、横浜市への移管手続が完了するまでは、事業施行者が管理することになっているが、長津田特定土地区画整理事業区域内の都市計画道路霧が丘長津田線（以下「霧が丘長津田線」という。）については、横浜市と公団で取り交わした「横浜国際港都建設事業長津田特定土地区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の管理の引継に関する確認書」に基づき横浜市が管理している。

(3) 本件申立文書を非開示とした理由

路盤工完了検査については、提出を求めた位置図等関係資料は、路盤工完了検査後

に返却している。また、長津田特定土地区画整理事業は、事業中であることから事業完了時検査は実施していない。このため、開示請求の対象行政文書は存在していない。よって、条例第2条第2項に規定する行政文書を保有しないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 長津田特定土地区画整理事業に当たって、横浜市長は、道路設計審査願いについて（回答）（平成元年3月14日付道維第254号）（以下「道路設計審査願（回答）」という。）を公団に与えている。道路設計審査願（回答）には「路盤工完了後及び工事完了後検査に必要な資料を提出し、道路局維持課・路政課及び緑土木事務所の検査を受けること。」と記載されている。申立人が要求しているのは、これらの提出図書及び横浜市の検査済書関係図書である。横浜市自らが公団に要求した文書であるから、これら文書を取得及び保存していないはずはない。仮に、道路局に保管されていないとしても、申立人は保管局にも請求しているのであり、非開示の回答は筋が通らない。
- (2) 霧が丘長津田線は、既に全面開通し、維持管理の負担も横浜市に移っている。とすれば、道路が横浜市の指示どおりに仕上がっているか否か（設計協議どおりに仕上がっているか否か）事前にチェックされているはずである。故に、横浜市は道路工事の完了検査を既に実施している。それを開示してほしい。
- (3) 本当に事前チェックをしていないならば、横浜市は、自らの財産となるべき道路の道路工事完了検査（のみならず合同検査までも）未了のうちに全面開通及び管理引継を行った責任を問われる。
- (4) 道路工事完了検査は、事業完了時に実施するという根拠を示してほしい。
- (5) 文書不存在ならば、横浜市には説明責任がある。
- (6) 中間検査資料は、公団に返却したとしても、中間検査を実施した日付は残すべきである。
- (7) 道路局路政課は、竣工検査はしないと主張しているが、道路設計審査願（回答）には路政課の検査を受けることと明記されている。

5 審査会の判断

- (1) 長津田特定土地区画整理事業について

長津田特定土地区画整理事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、土地区画整

理事業に係る宅地造成工事も公団が施行している。事業区域内の霧が丘長津田線の整備も当該事業に含まれており、公団が実施している。また、長津田特定土地区画整理事業の換地処分の公告は、平成 17 年 1 月 16 日に行われている。

(2) 霧が丘長津田線の状況経緯について

当審査会が確認した長津田特定土地区画整理事業区域内の霧が丘長津田線の主な状況経緯等は次のとおりである。

平成 元年 3 月 14 日 横浜市は、公団に道路設計審査願（回答）を通知

平成 13 年 5 月 17 日 横浜市は、霧が丘長津田線の開通を記者発表

平成 13 年 6 月 13 日 霧が丘長津田線開通

平成 14 年 9 月 11 日 横浜市は公団と「横浜国際港都建設事業長津田特定土地区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の管理の引継に関する確認書」を取り交わす。

平成 14 年 9 月 27 日 申立人は、本件請求を行う。

平成 14 年 10 月 15 日 横浜市は、霧が丘長津田線の道路認定及び区域決定を告示する。

平成 14 年 10 月 16 日 霧が丘長津田線の管理が、公団から横浜市へ引き継がれる。

平成 17 年 1 月 16 日 長津田特定土地区画整理事業の換地処分が公告される。

平成 17 年 1 月 17 日 霧が丘長津田線の用地が横浜市に帰属する。

当審査会は、本件請求がなされた平成 14 年 9 月 27 日時点を基準として判断する。

(3) 本件申立文書について

ア 開示請求書には、「<長津田区画整理事業（道路）について>路盤工完了時、及び道路工事完了時の検査に際して公団（又は施工業者）から横浜市（道路局維持課、路政課、緑土木）に対して提出された図書（検査に必要な資料）（道路局保管分）及び竣工検査図書一式（工区分道路の部分）（付記） 都計道路については直近の工区 平成 13 年度分については（黄色） 尚、 上記資料が関係課に発送されて存在しない場合はその図書の保管局に請求します。 私の要求しているものは合同検査時に提出される道路局の審査調書ではありません。」と記載され、長津田特定土地区画整理事業区域の造成工事完成予定計画図が添付されており、黄色のマーカで事業区域内の霧が丘長津田線及び平成 13 年度と記載がある区域が指示されている。

このことから、請求文書は、長津田特定土地区画整理事業区域内における霧が丘

長津田線及び黄色のマーカーで示された区域の道路についての文書のうち、路盤工完了時及び道路工事完了時の検査に際して公団（又は施工業者）から横浜市（道路局維持課、路政課、緑土木）に対して提出された図書（検査に必要な資料）（道路局保管分）及び竣工検査図書一式であると認められる。実施機関は、本件請求に対し非開示決定処分を行い、申立人は、本件処分の取消しを求める異議申立てを提起した。

イ 異議申立て後、申立人は、異議申立ての内容の一部の取下げを行った。異議申立取下書に「区画道路分は取り下げます。」との記載があることから、長津田特定土地区画整理事業区域内の黄色のマーカーで示された区域の道路に係る文書についての異議申立ては取り下げられたことが認められる。

したがって、本件申立文書は、長津田特定土地区画整理事業区域内における霧が丘長津田線に係る

- ・ 路盤工完了時、及び道路工事完了時の検査に際して公団（又は施工業者）から横浜市（道路局維持課、路政課、緑土木）に対して提出された図書（検査に必要な資料）（道路局保管分）及び
- ・ 竣工検査図書一式である。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、非開示理由説明書において、路盤工完了検査時に公団に提出を求めた関係資料は検査終了後に公団に返却したため保有しておらず、また、事業完了時検査はまだ実施していないため検査実施の際に取得及び作成する文書は保有していないと説明している。

それに対し、申立人は、異議申立書に道路設計審査願（回答）のコピーを添付し、申立人が求めているのは道路設計審査願（回答）に記載されている路盤工完了後及び工事完了後の検査の提出図書並びに検査済書関係図書であると主張し、さらに、意見書において、霧が丘長津田線は既に開通し、維持管理の負担も横浜市に移っているのだから、横浜市は道路工事の完了検査を既に実施しているはずであると主張している。

イ 当審査会は、平成 17 年 5 月 20 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 道路設計審査願（回答）は、将来の道路管理者の立場から、移管を受けるに足る道路を整備する上で必要な条件及び注意事項等を、横浜市から道路整備施行者

である公団に回答したものである。道路設計審査願（回答）には、想定され得る条件等をすべて提示しているため、実際は、道路整備状況に応じて、示した条件のうち必要であると考えるものを履行させている。

- (イ) 道路設計審査願（回答）に提示している工事完了後の検査とは事業完了時検査のことを意味する。事業完了時検査は、道路設計審査に適合した道路設計図書どおりに道路が整備されていて横浜市が移管を受けるに足るものどうかを確認する検査であるが、この検査は、霧が丘長津田線を含めた土地区画整理事業区域内の道路すべてを対象に一括で実施するため、区域内の道路の工事がすべて完了した後に実施することになる。長津田特定土地区画整理事業はまだ事業中であるため、事業完了時検査は実施していない。
- (ウ) 霧が丘長津田線は、平成 13 年 6 月 13 日に開通しているが、当時は公団が管理していたため、いつ開通するかについては、公団が、交通管理者や接続する道路の管理者等の関係機関との協議・調整を経て決めたものである。
- (エ) 霧が丘長津田線の管理は、平成 14 年 10 月 16 日に公団から横浜市に引き継がれたが、霧が丘長津田線を含む工区における最終の宅造一部完了検査に係る道路局の審査は平成 14 年 10 月 1 日に実施しており、霧が丘長津田線を含む他の工区の宅造一部完了検査はそれ以前に行っている。また、文書は作成していないが、管理引継日の 1 週間前頃に道路局の職員が現地確認を実施している。
- (オ) 路盤工完了検査は、道路局維持課及び道路局緑土木事務所（当時。現在は、緑区緑土木事務所）の職員が各 2 人程度で行い、道路の位置及び幅員については公団が現地に持参する横浜市審査済みの道路設計図書と照合し、適合しているかどうか確認している。公団が持参した横浜市審査済みの道路設計図書は、検査時の照合・確認に使用した後に公団に返したため、保有していない。
- (カ) 路盤工完了検査後に作成する文書はなく、また、検査時の不適合部分の指摘及び修正指示はすべて口頭で行うため路盤工完了検査の際に作成した図書はない。
- (キ) 道路局路政課に対しても検査に必要な資料等は提出されておらず、提出されたものは認定区域決定に係る依頼のみである。

ウ 当審査会は、実施機関の説明を踏まえ以下のように判断する。

まず、路盤工完了検査の際に横浜市に提出された図書の有無についてであるが、実施機関は、路盤工完了検査を実施した際には、公団が検査に必要な資料を現地に持参し、検査終了後にそのまま持って帰ったため、横浜市に提出させておらず取得

していないと説明している。道路設計審査願（回答）には、必要な資料の提出が提示されていることから、路盤工完了検査に際して何らかの図書が横浜市に提出されたと考えられ、また、検査に係る記録を何も残さないのでは、後日、検査内容を確認する際などに不便を生じるのではないかと考えられる。しかし、当審査会は、横浜市への移管を前提に横浜市以外の者が道路を整備した事例に係る図書のいくつかを見分したが、路盤工完了検査に関する文書は存在しておらず、横浜市の業務遂行に支障がないため文書を取得・作成していないことが通例になっている状況を認識した。そのため、当審査会としては、路盤工完了検査の際に図書は提出させていないため保有していないという実施機関の説明について、不合理であるとまでは言えないと考える。

エ 次に、実施機関は、宅造一部完了検査後に審査調書を作成するとしているが、審査調書は、申立人が開示請求書において求めるものではないと明記していることから、本件申立文書には含まれない。

オ 最後に、事業完了時検査の実施及びその際に取得作成される文書の有無について検討する。実施機関は、申立人が言うところの道路工事完了時の検査及び竣工検査とは事業完了時検査であると判断し、まだ実施していないため文書は存在していないと説明している。

しかし、申立人は、霧が丘長津田線は既に通しているから工事完了時の検査は行われているはずであると主張していることから、申立人が言うところの道路工事完了及び竣工とは、実際の道路工事の完了を意味していると認められる。

道路工事完了及び竣工というものを実施機関の説明のように解するべきか、申立人の主張のように解するべきか、いずれの解釈も採り得る。しかし、このような場合は、申立人の請求趣旨に沿って判断すべきであると考えことから、道路工事が事実上完了し、道路が開通する前に行われた検査の関係図書が本件請求の対象行政文書のひとつであると解することが妥当である。

カ そこで、当審査会は、開通前になんらかの検査が行われているか否か、また、行われたならば、その際に実施機関が取得又は作成した文書の有無について実施機関に確認した。

それに対し、横浜市としては、管理を引き継ぐまでに、引継後に円滑に管理できる道路か否かを確認すれば足り、また、管理の引継ぎを受けるまでの期間における道路管理者は公団であるため、横浜市は、事実上の道路工事が完了した際の検査を

実施していないとの回答があった。

横浜市は、道路管理者となる立場であるから、道路の管理引継ぎを受けるときまでに、道路設計図書どおりに整備されていて、引継後に円滑に管理し得る道路であるか否かを確認すれば足りると考えられる。したがって、当審査会としては、まだ道路管理者とはなっていないため事実上の道路工事が完了した際の検査は行っていないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年2月26日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年3月20日 (第8回第一部会) 平成15年3月14日 (第8回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月15日 (第1回第三部会)	・審議
平成17年5月20日 (第2回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年6月3日 (第3回第三部会)	・審議
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・審議